# 日光市監査委員告示3号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定に基づき、定例監査を 実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和5年1月31日

日光市監査委員 柴 田 明

日光市監査委員 佐藤裕子

日光市監査委員 川 村 寿 利

1 監査の対象 日光行政センター、日光公民館、小来川財産区

2 監査の期間 令和4年12月9日~令和4年12月23日

3 監査の結果 別紙のとおり

# 令和4年度 定例監查結果

#### 1 監査の基準

この監査は、日光市監査基準(令和2年日光市監査委員訓令第1号)に準拠して実施した。

### 2 監査の種類

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定に基づく定例監査

## 3 監査の対象

日光行政センター

### 4 監査の期間

令和4年12月9日~令和4年12月23日

#### 5 監査の着眼点

事務の執行及び経営に係る事業の管理が、経済的、効率的かつ効果的に行われているかを主眼として実施した。

## 6 監査の実施内容

- (1) 令和4年度事務事業について、令和4年11月末日現在で実施した。
- (2)事前に提出を求めた資料及び関係帳簿を主体として照査し、当日は所長から総括説明を受けたあと、関係職員を交えて質疑応答及び説明を聴取した。

#### 7 監査の結果

(1) 総括

提出された財務に関する関係帳簿、証拠書類はおおむね良好に記録整備されており、所 管の事務は適正に執行されていると認められた。

(2) 指摘事項

指摘すべき事項はなかった。

### 8 意見及び要望

(1) 随意契約は、手続が簡略で事務負担も少なく、技術、経験等を有する相手方を選定し、 適正履行の確保が期待できるが、法令等に規定する随意契約要件に該当しないものは競争 入札によることを、常に念頭に置き、より一層、適正かつ効果的な契約事務の遂行に努め られたい。 (2) 新型コロナウイルス感染症の影響により路面電車の公開イベントは中止されたが、路面 電車の記念日や他イベントと同時開催により相乗効果を図るなど、話題性に繋がるタイミ ングを考慮し実施されたい。

## 令和4年度 定例監查結果

#### 1 監査の基準

この監査は、日光市監査基準(令和2年日光市監査委員訓令第1号)に準拠して実施した。

#### 2 監査の種類

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定に基づく定例監査

## 3 監査の対象

日光公民館

### 4 監査の期間

令和4年12月9日~令和4年12月23日

#### 5 監査の着眼点

事務の執行及び経営に係る事業の管理が、経済的、効率的かつ効果的に行われているかを主眼として実施した。

## 6 監査の実施内容

- (1) 令和4年度事務事業について、令和4年11月末日現在で実施した。
- (2)事前に提出を求めた資料及び関係帳簿を主体として照査し、当日は館長から総括説明を受けたあと、関係職員を交えて質疑応答及び説明を聴取した。

#### 7 監査の結果

(1) 総括

提出された財務に関する関係帳簿、証拠書類はおおむね良好に記録整備されており、所 管の事務は適正に執行されていると認められた。

(2) 指摘事項

指摘すべき事項はなかった。

### 8 意見及び要望

(1)公共施設予約システムによる公民館貸館の予約業務については、課題があり導入すること は困難とのことだが、業務の効率化及び市民の利便性向上のため、公民館が管理する体育施 設等へ公共施設予約システムやリモートロックシステムなどの導入を検討し、DX推進に努 められたい。

## 令和4年度 定例監查結果

#### 1 監査の基準

この監査は、日光市監査基準(令和2年日光市監査委員訓令第1号)に準拠して実施した。

### 2 監査の種類

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定に基づく定例監査

## 3 監査の対象

小来川財産区

## 4 監査の期間

令和4年12月9日~令和4年12月23日

## 5 監査の着眼点

事務の執行及び経営に係る事業の管理が、経済的、効率的かつ効果的に行われているかを主眼として実施した。

## 6 監査の実施内容

- (1) 令和4年度事務事業について、令和4年11月末日現在で実施した。
- (2)事前に提出を求めた資料及び関係帳簿を主体として照査し、当日は所長から総括説明を受けたあと、関係職員を交えて質疑応答及び説明を聴取した。

#### 7 監査の結果

(1) 総括

提出された財務に関する関係帳簿、証拠書類はおおむね良好に記録整備されており、所 管の事務は適正に執行されていると認められた。

(2) 指摘事項

指摘すべき事項はなかった。